



雄物川上流

No.182 発行日 平成21年8月31日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

川の通信簿をつけました

7月30日(木)、「川の通信簿」をつけました。

「川の通信簿」は、日頃河川公園等を利用している地域の方々や河川愛護団体の方々などが、利用者の立場で河川公園や河川敷等を評価して頂くものです。河川公園や河川敷等の良い点、悪い点を把握することで、河川整備計画や日常の維持管理に反映し、良好な河川空間の保全・整備を図っていくことを目的に、全国の直轄河川で行っています。

今回十文字出張所管内では、河川公園や河川敷など4箇所の点検を行いました。

参加者は、点検シートに自然の豊かさ、水のきれいさや現在の状況、今後の整備の必要性などを評価し、見て感じたことを記入していました。

皆さん真剣に隅々まで点検している様子でした。

出張所前での説明会の様子



河川敷を点検している様子



河川公園にある施設を点検している様子



堤防の上に物を置かないで下さい!!!

堤防の上に車や物を置かれてしまうと、普段の河川パトロールで、堤防の監視に支障をきたし、堤防の異常が発見されにくくなります。また洪水時に水防活動が出来ない状態になります。

水防活動は堤防の被害の拡大を防ぐ重要な活動です。水防活動が出来ないまま洪水が続くと堤防が決壊し、皆さんの町が大きな被害を受けてしまいます。

また、国有地に許可なく車や物を置いたりする行為は、不法占用となり、違法です。

不法占用されている方は速やかにやめて下さい。

車や物が堤防の上に置かれると...



洪水で、堤防が欠けた時...



堤防の上に物が置かれ、水防活動が出来ない!!!

捨てたのは誰だ!!! 許せない不法投棄!!!

7月8日(水)横手十文字町睦合付近の雄物川河川敷をパトロール中に、家屋の壁などに用いられる石膏ボードの建設廃材が不法投棄されていました。

※同日中に横手警察署へ通報しました。

8月3日(月)にも大曲出張所管内の河川敷で、コンクリート片が不法投棄されているのを発見しました。

今後も警察と協力し、河川パトロールの強化を継続して行い、原因者の特定に努めていきます。

不法投棄は犯罪です。皆さんで綺麗な川を守りましょう。

不法投棄の罰則として、

河川法 第29条違反→3ヵ月以下の懲役又は

20万円以下の罰金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反

→5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

不法投棄された石膏ボード



